

文化観光推進法をめぐる議論



文化庁 中尾智行

中尾 智行 Nakao Tomoyuki

文化庁 博物館支援調査官

ファラ尾



考古学は新しい発見がまだまだ埋もれた、まるで探検のような学問です。視点を変えて考えるほど新しい発見があるので、何をやってもおもしろい。

学生時代の研究テーマは「真言密教の地鎮祭とその遺構」でしたが、就職してからは、条里地割や灌漑技術、地震遺構、弥生土器の成形技術、琴についてなど、節操なくいろんなことに飛びついています。いまアツいのは古代の計量技術。文明の発展の背景となる「はかる」ということ、その歴史は弥生時代まで遡ることがわかってきました。

いまを生きる



専門は日本考古学

(中世の地鎮、古代条里制、弥生土器の成形技法、弥生の筭、遺跡の地震痕跡、計量の考古学)

学生時代から25年ほど大阪と鳥取で遺跡を発掘

(縄文早期から江戸時代まで)

2013年4月から2020年5月まで、大阪府立弥生文化博物館 総括学芸員として勤務

(特別展の開催、文化庁補助金業務、教育事業の企画・実施、博物館ネットワークの代表・世話人)

2018年4月から2020年3月まで、神戸女子大学非常勤講師 (博物館概論、博物館経営論)

2020年6月から現職

(博物館の支援事業、学芸員の研修、博物館法、文化観光推進法)

「博物館法の一部を改正する法律」について

現状・課題

【現状】

●博物館法（1951年制定、制定から約70年）

- ・社会教育施設として、資料の
①収集・保管 ②展示・教育 ③調査・研究
を行う機関
- ・博物館の基本的な役割・機能を確保するため、博物館の登録・相当施設の指定を制度化
- ・学芸員等の専門的職員の人材養成を推進

（登録博物館のメリット）

- 固定資産税や事業所税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用
- 特別交付税の申請が可能
- 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能
- 美術品補償制度の利用が可能
- 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 等

【課題】

●設置形態の多様化

- ・約200館（1951年）
→ 約5,700館（2018年時点）
※約70年で30倍に増加
- ・地方独立行政法人立（2013年）、会社立など設置形態が一層多様化

●博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化

- ・デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築
- ・まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携（文化芸術基本法）
- ・文化観光拠点施設、地域文化財の計画的な保存・活用（文化観光推進法、文化財保護法）

背景

2017年
文化芸術基本法
・文化芸術の範囲を拡大し、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等との連携を範疇に

2018年
文科省設置法の一部改正
・博物館行政を文化庁が一括して所管

2019年
ICOM京都大会
・「文化をつなぐミュージアム」として、博物館を文化観光、まちづくり、社会包摂など社会的・地域的課題と向き合うための場として位置づけ

主な改正内容

1. 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- ・目的に文化芸術基本法に基づき追加
- ・博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加
- ・他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

2. 博物館登録制度の見直し

- ・地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人立、会社立などの登録も可能に
- ・資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査
- ・都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し

3. その他の規定の整備

- ・学芸員補の資格要件を、短期大学士を有する者で、博物館に関する科目の単位を修得した者等に
- ・国・都道府県教育委員会による研修の対象に、学芸員以外の者も含める
- ・博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）の他の博物館等との連携等を努力義務化
- ・令和5年4月1日施行（既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館等とみなす経過措置等）

文化観光推進法

文化で稼ぐため？

活用偏重では？

ウチには観光客なんて来ない

文化観光推進法の施行(令和2年5月)

文化観光拠点施設を中核とした 地域における文化観光の推進に関する法律の概要

趣 旨

文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要であり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機に、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講ずる。

概 要

1. 「文化観光」「文化観光拠点施設」の定義 【第2条】

文化観光：文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光

文化観光拠点施設：以下を満たし、地域における文化観光の推進の拠点となるもの

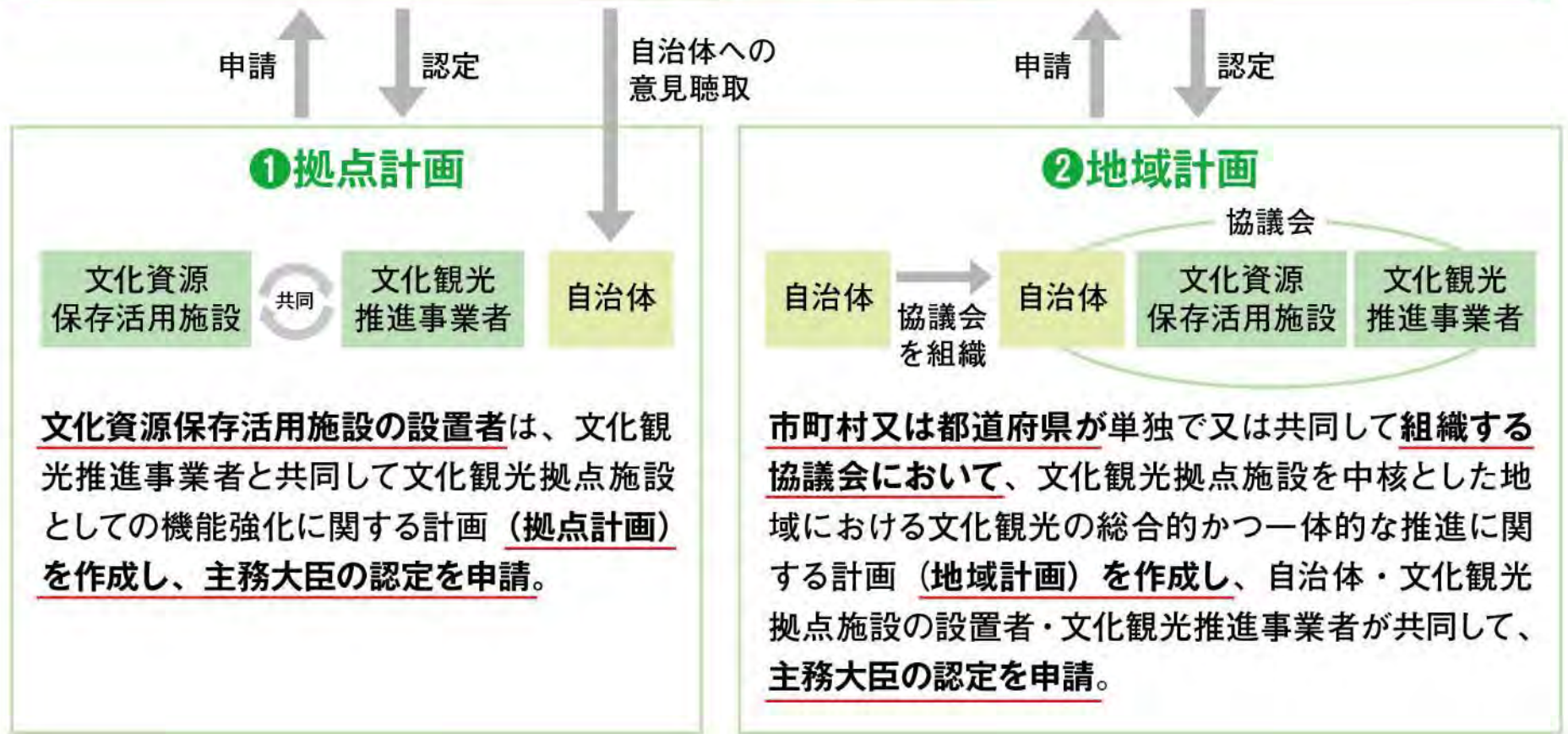
- ① 文化資源の保存及び活用を行う施設（文化資源保存活用施設※1）のうち、
- ② 観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう解説・紹介をするとともに、
- ③ 文化観光の推進に関する事業を行う者（文化観光推進事業者※2）と連携するもの

※1 博物館、美術館、社寺、城郭等
※2 観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、旅行会社等

2. 主務大臣による基本方針の策定 【第3条】

意義・目標、事業・計画認定や関係施策との連携に関する基本的事項 等

主務大臣 基本方針



文化観光拠点施設機能強化事業への支援

① 文化資源の魅力向上	② 文化理解を深める措置	③ 利便性の向上	④ ショップ・カフェの充実	⑤ 国内外への宣伝
● 地域の文化資源の調査研究 ● 文化資源のデータベース化 ● 鑑賞しやすい展示改修 ● 専門人材確保	● 展示品のわかりやすい解説紹介 ● 多言語アプリ、オーディオガイド導入 ● VR・AR等の体験コンテンツ造成 ● ガイドツアー事業 ● 専門人材確保	● 館内案内の多言語化 ● キャッシュレス、Wi-Fi整備 ● バリアフリー整備 ● 夜間早朝イベントコンテンツ造成 ● 主要駅等から施設へのバス借り上げ		● ウェブ等での発信 ● JNTOとの連携事業 ● 専門人材確保

博物館関連支援予算(令和4年度予算案)一覧

1. 博物館機能強化推進事業 424百万円

① Innovate MUSEUM 事業 319百万円

これからの博物館が新たに求められる社会的・地域的な課題（人口減少、社会包摂等）への対応に関する先進的な取組みとして（１）地域課題対応事業、（２）ネットワークの形成による広域等課題対応事業を支援し、その内製化と横展開を目指す。

② 博物館の経営改善・機能強化の促進事業 105百万円

博物館法の改正による制度見直しを見据えて、国として実施する必要のある（１）新たな課題への対応のための組織改革の取組の促進、（２）新制度の実行のための体制整備 等について実施。

2. 文化拠点機能強化・文化観光推進プラン 2,164百万円

①文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業 2,070百万円

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことを目的とする「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく拠点計画及び地域計画の実施等のための事業について支援。

②博物館等の国際交流の促進事業 52百万円

海外博物館等との連携による双方の学芸員等による共同調査・研究やデジタルアーカイブやレプリカ等のコンテンツを活用した事業を展開し、事業の効果検証を通じて、持続的な国際モデルを構築。

3. 美術品DXによる管理適正化・市場活性化推進事業

我が国が誇る有力な美術品を「ナショナル・コレクション」として国内外に発信すべく、美術館・博物館における管理の徹底及び民間に所在する美術品の捕捉をDXを通して実現。 44百万円

3. 地域ゆかりの文化資産展示支援 1,440百万円の内数

文化庁や国立博物館等が所蔵する地域ゆかりの文化財の地方博物館での展覧会を支援（日本博予算の一部を活用）。 ※国際観光旅客税予算を活用

4. 国民文化祭を契機とした三の丸尚蔵館の地方展開

「国民文化祭」開催地の博物館・美術館等において、三の丸尚蔵館収蔵品を中心とした国等有する貴重な文化財を紹介する展覧会を開催するための費用（作品輸送、保険、リーフレット印刷）等を支援。 8百万円

5. 被災ミュージアム再興事業 245百万円

東日本大震災で被災した博物館資料の修理への支援

6. 国立アイヌ民族博物館の運営等 1,610百万円

令和2年7月に開館した国立アイヌ民族博物館（ウポポイ）の管理運営費を計上。年間来場者数100万人の達成を目標。アイヌ施策推進法に基づくアイヌ文化振興事業への支援。

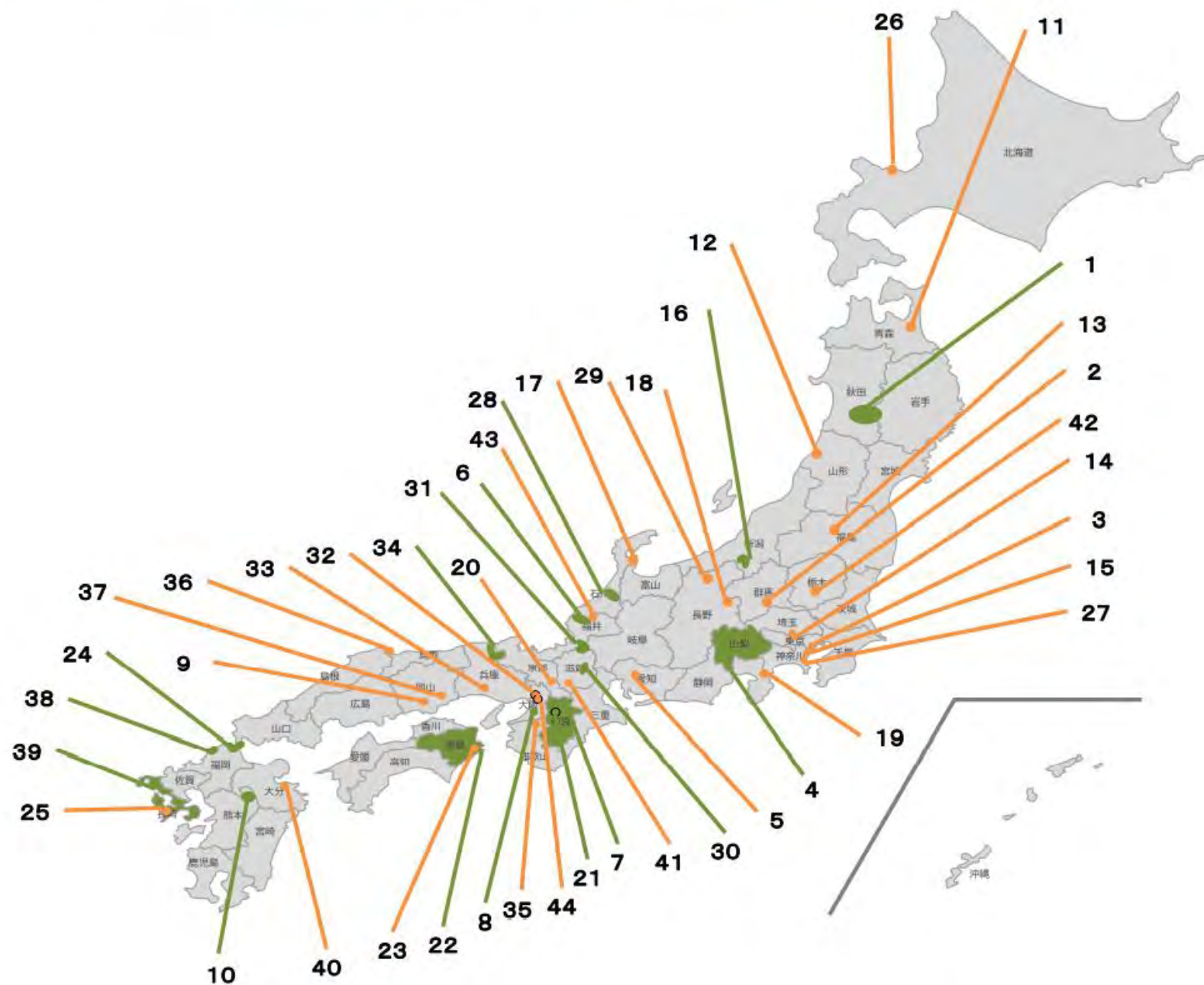
7. 国立文化施設の機能強化・整備 20,288百万円の内数

独立行政法人国立科学博物館運営費交付金 2,546百万円

独立行政法人国立美術館運営費交付金 8,423百万円

独立行政法人国立美術館施設整備費 400百万円

独立行政法人国立文化財機構運営費交付金 8,918百万円の内数



文化観光推進法 認定計画（44計画）

R4年9月時点

認定年度	番号	計画の実施地域	計画	主な申請者	文化観光拠点施設
令和2年度	1	秋田県横手市	地域	横手市	横手市増田まんが美術館
	2	群馬県高崎市	拠点	群馬県	群馬県立歴史博物館
	3	東京都品川区	拠点	(株)寺田倉庫	WHAT
	4	山梨県	地域	山梨県	山梨県立美術館、平山郁夫シルクロード美術館、中村キース・ヘリング美術館、清春芸術村
	5	愛知県名古屋市	拠点	(公財)徳川黎明会徳川美術館	徳川美術館
	6	福井県福井市	地域	福井県	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡
	7	奈良県	地域	奈良県	奈良国立博物館、奈良県立美術館、奈良県立民俗博物館、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館、奈良県立万葉文化館、なら歴史芸術文化村
	8	大阪府堺市	地域	堺市	堺市博物館、さかい利晶の杜、堺伝統産業会館
	9	岡山県倉敷市	拠点	(公財)大原美術館	大原美術館
	10	熊本県阿蘇市	地域	阿蘇市	阿蘇火山博物館
	11	青森県十和田市	拠点	十和田市	十和田市現代美術館
	12	山形県酒田市	拠点	(公財)本間美術館	本間美術館
	13	福島県会津若松市	拠点	福島県	福島県立博物館
	14	埼玉県所沢市	拠点	(公財)角川文化振興財団	角川武蔵野ミュージアム
	15	神奈川県横浜市	拠点	横浜市	横浜美術館
	16	新潟県十日町市	地域	十日町市	十日町市博物館、越後妻有交流館キナーレ、まつだい雪国農耕文化村センター、越後松之山「森の学校」キョロロ、十日町市清津峡溪谷歩道トンネル
	17	石川県七尾市	拠点	七尾市	和倉温泉お祭り会館
	18	長野県御代田町	拠点	(株)アマナ	MMoP 御代田写真美術館(仮称)
	19	静岡県熱海市	拠点	(公財)岡田茂吉美術文化財団	MOA美術館
	20	京都府京都市	拠点	京都市上下水道局	琵琶湖疏水記念館
	21	奈良県明日香村	地域	明日香村	飛鳥宮跡、飛鳥京跡苑池、飛鳥水落遺跡、酒船石遺跡、石舞台古墳、牽牛子塚古墳、中尾山古墳、キトラ古墳、高松塚古墳
	22	徳島県	地域	徳島県	徳島県立博物館、徳島県立阿波十郎兵衛屋敷、阿波おどり会館、藍住町歴史館藍の館、徳島県立大鳴門橋架橋記念館(渦の道)
	23	徳島県美波町	拠点	美波町	日和佐うみがめ博物館カレッタ
	24	福岡県北九州市	地域	北九州市	北九州市立自然史・歴史博物館、北九州市立新科学館(仮称)
	25	長崎県長崎市	拠点	(株)ユニバーサルワーカーズ	軍艦島デジタルミュージアム

文化観光推進法 認定計画（44計画）

R4年9月時点

認定年度	番号	計画の実施地域	計画	主な申請者	文化観光拠点施設
令和3年度	26	北海道小樽市	拠点	(公財)似鳥文化財団	小樽芸術村
	27	神奈川県横浜市	拠点	横浜市	横浜開港資料館
	28	石川県金沢市	地域	石川県	石川県立美術館、石川県立歴史博物館、金沢21世紀美術館、金沢能楽美術館、国立工芸館
	29	長野県長野市	拠点	長野県	長野県立美術館
	30	滋賀県彦根市	地域	彦根市	彦根城、彦根城博物館
	31	滋賀県長浜市	地域	長浜市	長浜城歴史博物館、長浜市曳山博物館、長浜鉄道スクエア
	32	大阪府大阪市	拠点	地方独立行政法人 大阪市博物館機構	大阪中之島美術館
	33	兵庫県姫路市	拠点	姫路市	姫路市立美術館
	34	兵庫県豊岡市	地域	豊岡市	城崎国際アートセンター
	35	和歌山県高野町	拠点	宗教法人金剛峯寺	総本山金剛峯寺
	36	鳥取県境港市	拠点	境港市	水木しげる記念館
	37	岡山県瀬戸内市	拠点	瀬戸内市	備前おさふね刀剣の里(備前長船刀剣博物館)
	38	福岡県宗像市・福津市	地域	福岡県	海の道むなかた館、福津市複合文化センター歴史資料館、宗像大社神宝館
	39	長崎県	地域	長崎県	長崎歴史文化博物館、大浦天主堂キリシタン博物館、平戸市生月町博物館島の館、五島観光歴史資料館、有馬キリシタン遺産記念館、長崎県美術館
	40	大分県大分市	拠点	大分県	大分県立美術館
令和4年度	41	滋賀県大津市	拠点	滋賀県	滋賀県立美術館
	42	栃木県宇都宮市	拠点	栃木県	栃木県立博物館
	43	福井県永平寺町	拠点	宗教法人大本山永平寺	大本山永平寺
	44	大阪府大阪市	拠点	地方独立行政法人 大阪市博物館機構	大阪市立美術館

②群馬県立歴史博物館イノベーション文化観光拠点計画

計画作成・実施体制

文化観光拠点施設(設置者):

群馬県立歴史博物館(群馬県)

文化観光推進事業者:

群馬県、(公財)群馬県観光物産国際協会、群馬歴史文化遺産発掘・活用・発信実行委員会

計画期間

2020年度～2024年度(5年間)

目標

- ・外国人来訪者の満足度
2019年 85%→2024年 90% (+5%)
- ・外国人来訪者数
2019年 0.3千人→2024年 0.6千人 (2倍)
※10年後(2029年)には1.5千人 (5倍)
- ・日本人来訪者数
2019年 110千人→2024年 150千人 (約1.4倍)
- ・来館者(日本人・外国人)のリピート率
2019年 30%→2024年 60% (+30%)

文化観光拠点施設機能強化事業

<1.文化資源の魅力の増進>

- ・希少性の高い埴輪を3Dでデジタルアーカイブし、3D展示やARコンテンツとして活用

<2.文化についての理解促進>

- ・映像でビジュアル的に解説する等、ストーリー性のあるわかりやすい解説、展示解説の多言語化、ARを活用した体感型コンテンツ開発

<3.文化観光に関する利便の増進>

- ・企画展に合わせた駅からの臨時バスの運行

<4.飲食、販売、宿泊等との連携の促進>

- ・ミュージアムショップ・カフェ・レストランの商品開発

<5.国内外への宣伝>

- ・埴輪及び榛名山噴火関連遺跡を国内外にPRする映像制作

<6.施設又は設備の整備>

- ・手作り埴輪の体験ができる工房の設置

文化クラスター推進事業費(令和2年度・要望ベース)

7,500万円

計画区域



中核文化観光拠点施設
(主要な文化資源)

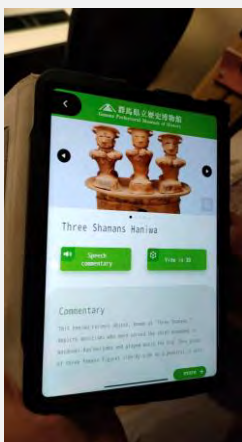
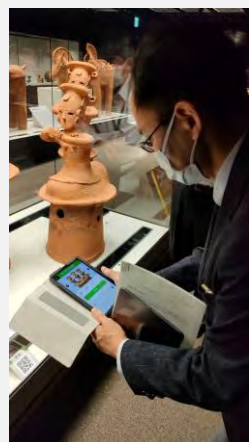
主要な文化資源
(文化財等の種類)

飲食施設
販売施設

宿泊施設
その他施設

群馬県立歴史博物館

埴輪の3Dモデル作成・デジタルアーカイブ化
アプリやデジタル展示などへの予算支援の実例



文化観光推進の意義と目標

■ 文化観光とは

日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する
知的欲求を満たすことを目的とする観光

観光立国推進基本計画（2012年3月）



文化資源の観覧など、文化についての理解を深める
ことを目的とする観光

文化観光推進法第2条（2020年5月施行）

■ 文化資源とは

有形の文化的所産としての建造物、絵画、彫刻、工芸品等、無形の文化的所産としての演劇、音楽、工芸技術等のほか、風俗慣習・民俗芸能・民俗技術等や遺跡・名勝地・資料として整理された動植物等が幅広く含まれる。

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律 運用指針
[92795701_01.pdf \(bunka.go.jp\)](#)

文化観光の推進に関する基本方針

「文化観光の推進の意義」

文化資源の保存・修復などを適切に進めていくことを大前提として、**多くの人々に文化資源の魅力を伝えることは、文化の保存・継承の意義の理解**につながり、**新たな文化の創造・発展**につながるものである。

文化の振興を起点として、経済の牽引や**国際相互理解**の増進につながる観光の振興を図り、さらには、人の往来や購買・宿泊等の消費活動の拡大などを通じた**地域の活性化**を実現することで、新しい文化の創造も含めた**文化の振興に再投資される好循環**が創出される。

文化観光の推進に関する基本方針

「文化観光の推進の目標」

- ・文化の振興を起点として、観光の振興、地域の活性化につなげ、その経済効果が文化の振興に再投資される好循環が創出されること。

- ・文化観光拠点施設と文化観光を推進する事業を実施する者（文化観光推進事業者）、地方公共団体との連携体制が構築されること。❗

地域住民による持続的な文化観光



地域住民との連携・参画は「推進の意義」に挙げられる。

・また、地域住民が文化財などの文化資源の価値を再認識するとともに、文化観光拠点施設の機能強化や地域における文化観光の推進に関する各事業に積極的に参画することにより、地域への愛着心が高まり、地域住民自らの情報発信など、地域の活性化にもつながる。

地域文化は住民の日常の中で生まれ、継承されている。

→**当たり前になっていて気が付かない**

文化資源の保存・活用や観光資源化を進めていくためには、住民の日常の中にある「文化」や、その「価値」を掘り起こし、気付いてもらう取り組みが必要。価値をベースに住民参画を促す制度や考え方、場の整備を進めていく。

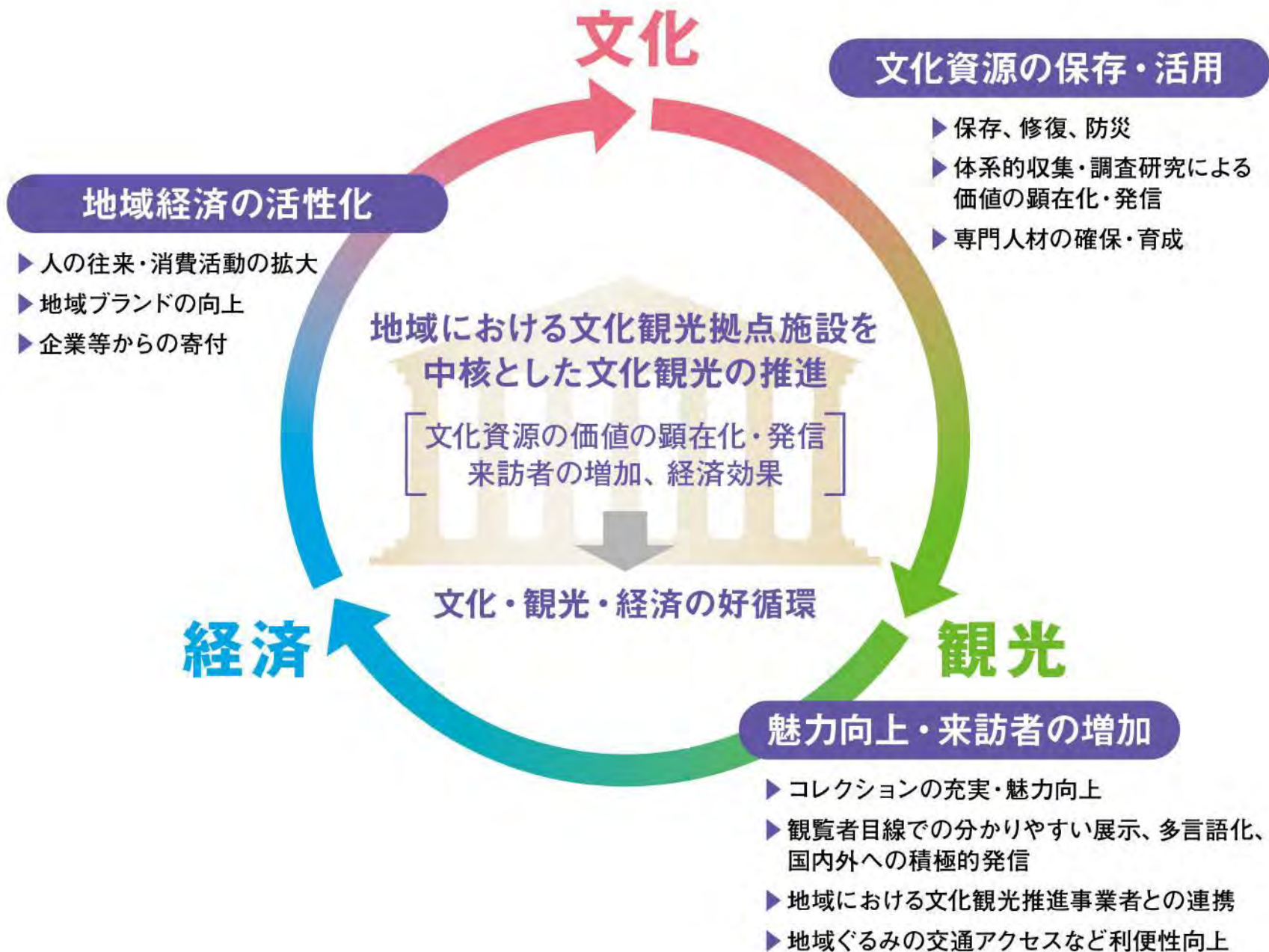
文化観光の推進に関する基本方針

「文化観光の推進の目標」

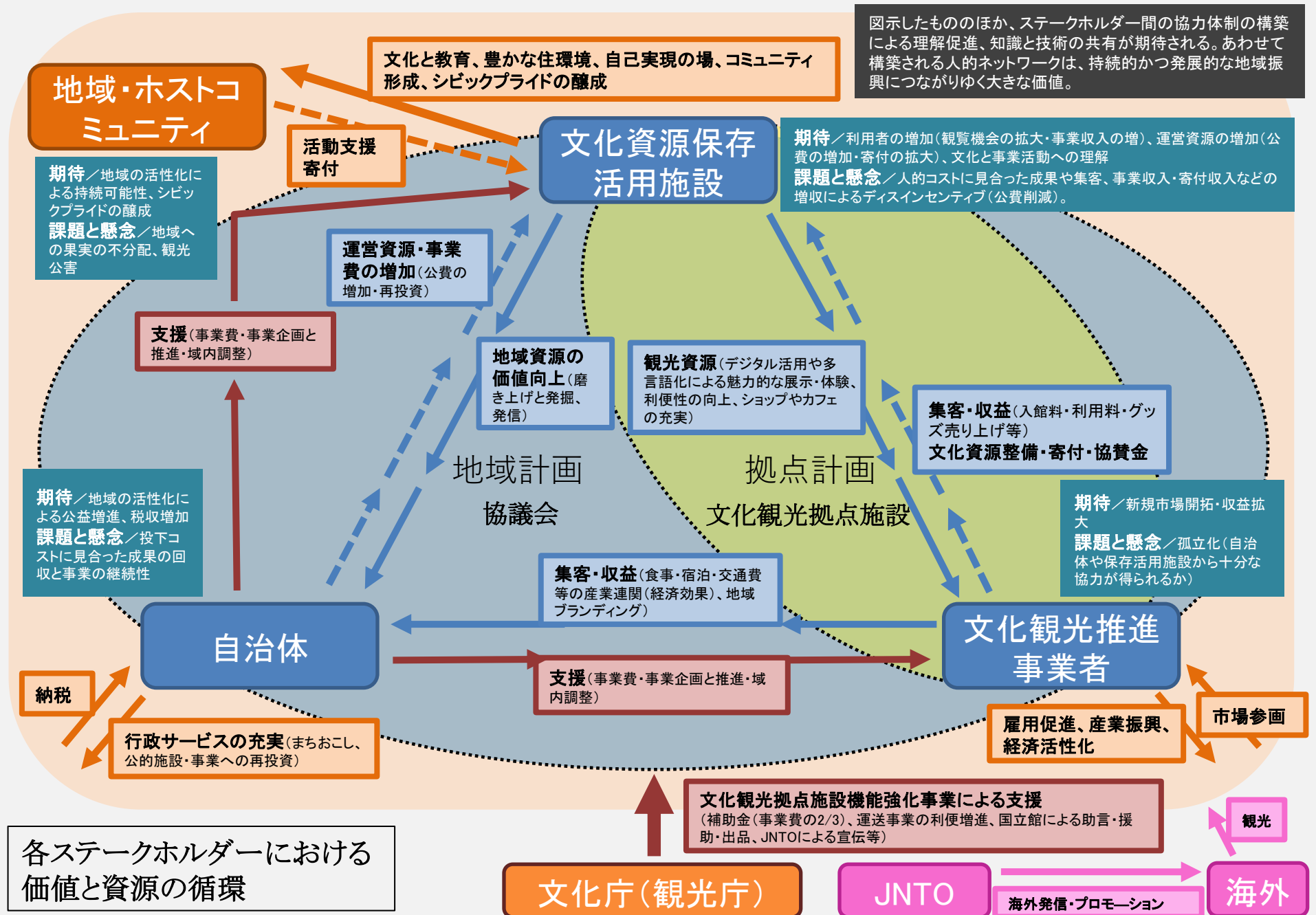
- ・文化観光拠点施設等における魅力ある解説・紹介等の取組を通じて、文化について多くの来訪者の文化への理解が深まり、満足度が高まること。

- ・文化観光拠点施設及び地域への国内外からの来訪者が増加すること。特に、国外からの来訪者が今後10年間で現在の2倍程度まで増加すること。

- ・決して博物館の単体収支をあげる(稼ぐ)ためのものではない
- ・持続的な文化振興のため、連携体制と価値の循環を創り出すことが目標
- ・グローバル社会の中で海外に向けた日本文化の発信と国際相互理解の促進のためにも観光の観点は重要



図示したもののほか、ステークホルダー間の協力体制の構築による理解促進、知識と技術の共有が期待される。あわせて構築される人的ネットワークは、持続的かつ発展的な地域振興につながりゆく大きな価値。



**一方で、文化財関係者や
博物館からの不安や反発も**

▶ 博物館関係者や文化財担当者からの強い反発



2019年9月刊行



2020年2月刊行

明日の日本を支える観光ビジョン2016（平成28年3月／観光庁）

視点1 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に①

1. 公的施設

「魅力ある公的施設」を、ひろく国民、
そして世界に開放

－「技」の粋がつくされた日本ならではの空間を世界に－



赤坂迎賓館

2016年4月19日から一般公開を
通年で実施。



京都迎賓館

2016年4月28日～5月9日に試験
公開を実施した上で、7月下旬を
目途に一般公開を通年で実施予定。

ホーフブルク王宮（オーストリア）

王宮内は、観光施設として日中見学が可能。一部を
レセプション会場等の利用向けに、一般開放。



王宮全景



宮殿内

2. 文化財

「文化財」を、「保存優先」から
観光客目線での「理解促進」、そして「活用」へ

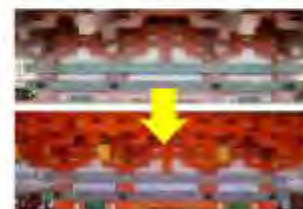
－「とっておいた文化財」を「とっておきの文化財」に－



2020年までに、文化財を核とする観光拠点を
全国で200整備、わかりやすい多言語解説など
1000事業を展開し、集中的に支援強化。



観光拠点の面的整備
（福島県大内宿の茅葺き民家群）



修復整備の拡充と美装化
（清水寺三重塔の美装化）



わかりやすい多言語解説
（日光東照宮新宝物館）



結婚式場等への活用
（西日本工業倶楽部会館）

日本再興戦略2016（平成28年6月／首相官邸 日本経済再生本部）

文化財・文化資源のコストセンターからプロフィットセンターへの転換

「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定し、以下の取組により、「**文化財で稼ぐ**」仕組みへの転換を図る。

- ・文化財解説の多言語化等を通じた、我が国の文化・歴史を体現する文化財の価値・魅力の分かりやすく効果的な発信
- ・文化財の適切なサイクルによる修理、建造物等の美装化等により、**観光客を魅了**する環境充実
- ・日本遺産をはじめ、文化財を中核とする**多様な「稼ぎ方」**を可能とする観光拠点を2020年までに全国200拠点程度整備
- ・**文化財の収益力向上**につながる地方自治体等が行う**マーケティング**やマネジメントの推進
- ・学芸員や文化財保護担当者等に対する文化財を活用した**観光振興**に関する講座の新設等による博物館の機能強化、質の高いHeritage Manager等の養成と配置

また、文化施設について、**収益力向上**を図る観点から、施設の多機能化や公共施設等運営権方式を含め、先進事例の調査・分析を行うとともに、案件形成に向けたPPP/PFIの活用等を推進する。

**博物館学芸員や文化財担当者の
お怒りや不信感はごもつとも**

**ただ、100年後、1000年後へ
文化を継承していくために、
今のままでいいのでしょうか**

47都道府県の「貯金」、わずか1年で36%減 「財調」本紙調査…コロナ禍で政府の支援追いつかず

2021年5月30日 21時00分

47都道府県の貯金に当たる財政調整基金（財調）の2020年度末残高が1年前に比べ、計7000億円以上も減少していることが本紙の調査で分かった。休業要請に応じた事業者への協力金など、新型コロナウイルス対策費として大幅に取り崩したケースが多い。政府は、コロナ対策に使える地方創生臨時交付金を自治体に複数回配分するなど財政支援しているが、必要な額に追いついていない。このまま財調の取り崩しが進めば災害など不測の事態への備えが手薄になるとして、自治体は危機感を強めている。（山口哲人）

【関連記事】[綱渡り迫られる地方の財政運営 コロナ禍長期化、落ち込む税金、頼みは「借金」](#)

減少した自治体 財政調整基金が2割以上	東京都	73%減	※財調と一体運用する基金を含む
	石川県	44%減	
	沖縄県	42%減	
	福井県	35%減	
	福岡県※	30%減	
	静岡県※	29%減	
	愛媛県	23%減	
	長野県	22%減	
	千葉県	21%減	

INTERNATIONAL CULTURAL TOURISM CHARTER Managing Tourism at Places of Heritage Significance (1999)

Adopted by ICOMOS at the 12th General Assembly in Mexico, October 1999.

INTRODUCTION

The Charter Ethos

At the broadest level, the natural and cultural heritage belongs to all people. We have a right and responsibility to understand, appreciate and conserve its universal value.

Heritage is a broad concept and includes the natural as well as the cultural. It encompasses landscapes, historic places, sites and built environments, diversity, collections, past and continuing cultural practices, knowledge and experiences. It records and expresses the long processes of historic development and the essence of diverse national, regional, indigenous and local identities as a part of modern life. It is a dynamic reference point and positive instrument for change. The particular heritage and collective memory of each locality are irreplaceable and an important foundation for development, both now and in the future.

INTERNATIONAL CULTURAL TOURISM CHARTER Managing Tourism at Places of Heritage Significance (ICOMOS 1999)

遺産の保護と開発との関係性だけでなく、観光と地域社会との関係性についても謳っている。
また観光振興プログラムは自然及び文化的な遺産の特性を保護し強化するものであるべきとする。

→今日的な「文化観光」の定義の嚆矢

Role of Museums in Education and Cultural Tourism Development (UNESCO/ICOM 2010.10)



With the support of the UNESCO Office in Moscow
for Armenia, Azerbaijan, Belarus,
the Republic of Moldova and the Russian Federation



Pilot Project of UNESCO and Intergovernmental Foundation
for Educational, Scientific and Cultural Cooperation (IFESCO)
"RUNNING A MUSEUM – XXI CENTURY" (2008-2014)
Regional thematic UNESCO/ICOM training
and the first expert meeting for museum specialists of CIS countries

"ROLE OF MUSEUMS IN EDUCATION AND CULTURAL TOURISM DEVELOPMENT"

文化観光は
文化資源の
持続的な
保存と活用の
ための取組

De
(W

ICOM and WFFM have imposed ethical mission to ensure that tourism interacts respectfully with cultures around the world. Their attitudes and approaches take into consideration not only tangible and intangible heritage, but the cultural present as well.

Knowledge of tourist destinations, of their surrounding cultures, their natural -historic heritage and their areas of special scientific importance and beauty should increase understanding amongst the local population thus strengthening their self-confidence and cultural identity

Sustainable Cultural Tourism affects many groups, such as tourists, local population, museums, archaeological sites, landscapes, tourism agents and authorities.

Therefore, it is necessary to raise awareness on this matter among all groups and advise them on good managing practices. Sustainable Cultural Tourism does not affect only tourists visiting foreign countries as it is hinted on the document "The responsible tourist and traveller". There is also a great number of domestic tourists (scholars, associations....) that affect museums and monuments in the same way.

Sustainable Cultural Tourism (ICOM/WFFM2007.12)

ICOMOS が制定した〈国際文化観光憲章 1999〉においては、それぞれに細則をもった以下の6つの原則が掲げられている。

- 1 国内および国際観光は文化交流のための主要手段であるがゆえに、保存はホスト・コミュニティの成員と訪問者にとってコミュニティの遺産と文化について直接体験し理解するための責任とすぐれた機会を提供すべきである。
- 2 遺産の場所と観光との関係性は、ダイナミックで相反する価値を含む場合もあり、現在及び次の世代のために持続可能な方法で管理されるべきである。
- 3 遺産にたいして保存と観光プログラムとは、訪問者の体験が、価値があり、満足がゆき、楽しいものになるように保証しなくてはならない。
- 4 ホスト・コミュニティと先住民族は、保存と観光に関与すべきである。
- 5 観光と保存活動はホスト・コミュニティに益がなくはない。
- 6 観光振興プログラムは、自然および文化的な遺産の特性を保護し強化するものでなくてはならない。

観光は文化交流のための手段。
その対象は、観光客だけでなく地域住民も。
楽しみ満足できる価値提供で文化理解を促す。

文化の振興・継承のために、
地域住民や文化関係者の関与が必要。

→ 保存と活用（観光）による価値創出

「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」(UNESCO2015) ※ICOM日本委員会訳

・経済的な発展、とりわけ文化産業や創造産業、また観光を通じた発展をも支援する。

・ミュージアムとコレクションの保護と振興の重要性を喚起し、遺産の保存と保護、文化の多様性の保護と振興、科学的知識の伝達、教育政策、生涯学習と社会の団結、また創造産業経済を通して、ミュージアムとコレクションが持続可能なパートナーであることを確認する。

文化が持つ
社会的価値を
可視化して
発信する



CULTURE AND LOCAL DEVELOPMENT: MAXIMISING THE IMPACT (OECD-ICOM2019)

いくら高位の政府機関と連携しても、実際に博物館が地方政府の上位課題に位置づけられ、政策として実行されなくては意味がない。

そのためには、①博物館が、文化的、経済的、社会的に効果大きいというエビデンス(根拠)を示すこと、②地方政府、コミュニティ、博物館が、それぞれ何を行うべきか、また、3者がどのように連携するのかを具体的かつ明瞭に示す必要がある。こうした課題に込めているのが、このガイドである。

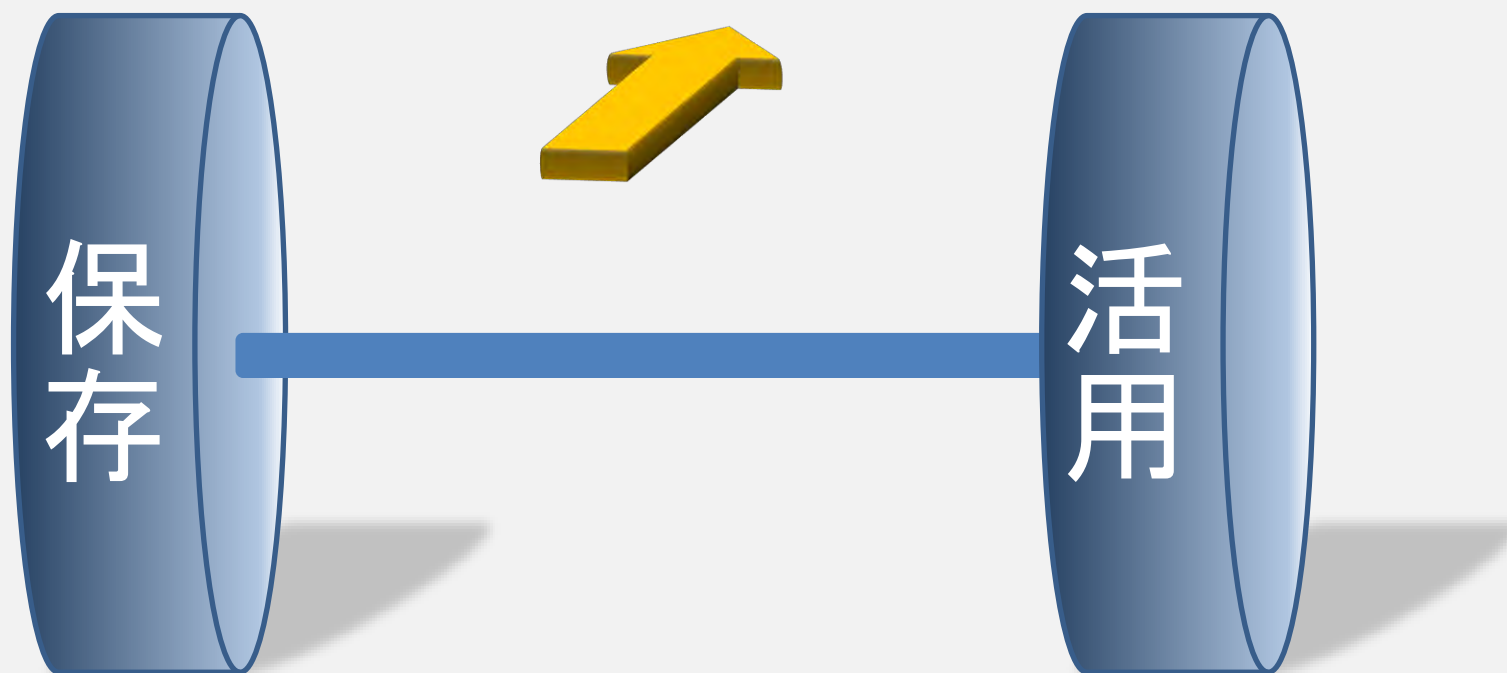
後藤和子「博物館と地域発展—OECD-ICOM『文化と地域発展：最大限の成果を求めて』を読み解く」『別冊博物館研究』ICOM 京都大会2019特集』日本博物館協会 2020

**それでも、活用への偏重は
とても心配！**

**という文化関係者は多い
考え方を少し変えてみましょう**

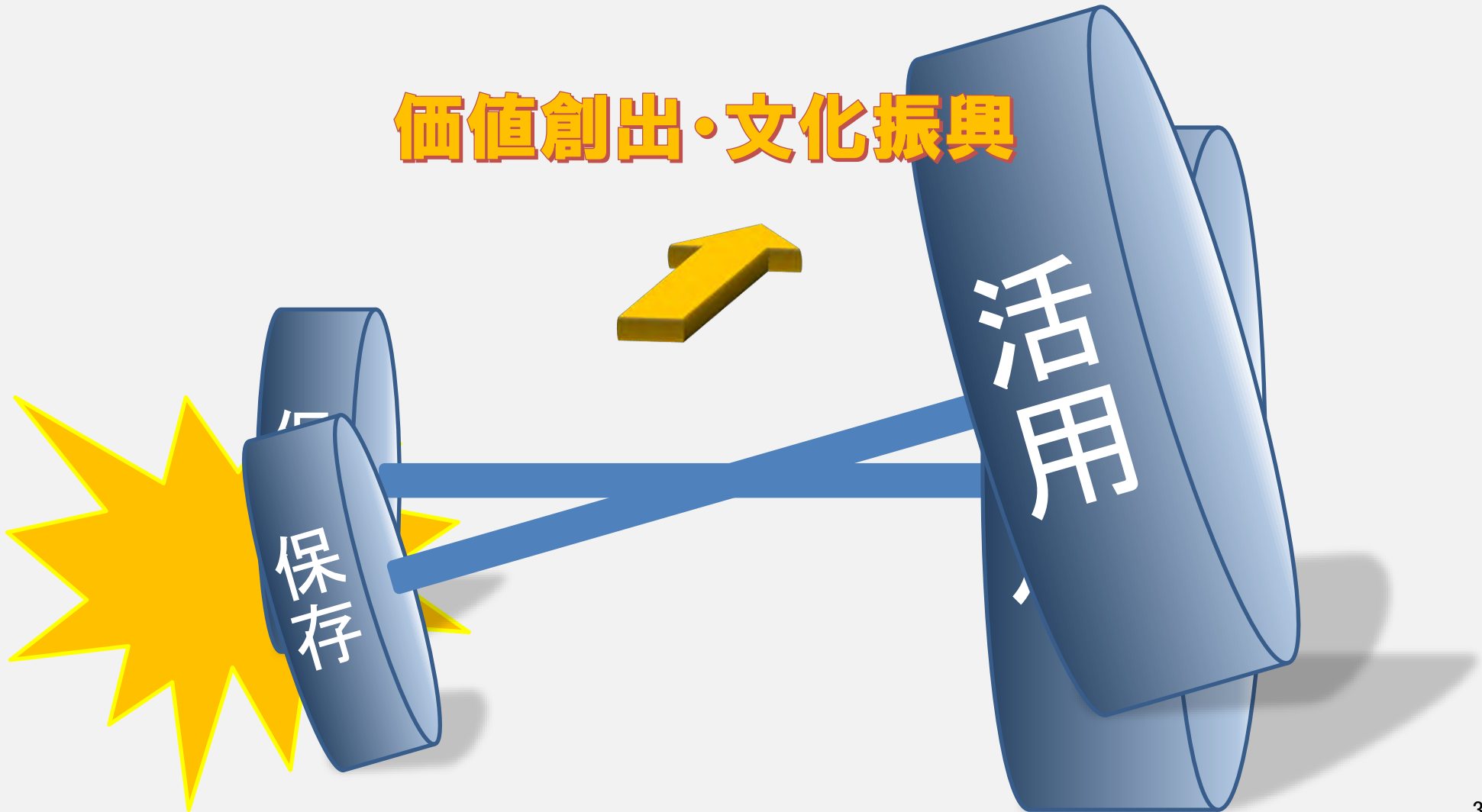
保存と活用は車の両輪

価値創出・文化振興



保存と活用は車の両輪

価値創出・文化振興





「保存と活用の循環」の中で 価値を創り出す視点

Valorization

Material-based approach

→ **Value-based** approach

(※Living Heritage／History)

ヘリテージマネジメントの新しい潮流

※ ‘Living Heritage’ is being linked to ‘communities’ and the ‘continuity’ of traditions and practices.

Gamini Wijesuriya Course Coordinator (PCA15) Project Manager (Sites Unit) ICCROM

文化財の保護とは、その**価値を継承**していくこと
(棄損すれば価値が損なわれる)

価値＝継承されてきた価値＋新しく創出・形成される価値

* * * * *

「**財産(たからもの)**」としての**認識**＝価値を感じるかどうか

文化財を保護し継承するためには、
多くの人がある魅力に触れ、価値を感じる必要がある
そのための**重要な取り組みのひとつが文化観光**

保存と活用の好循環の拠点 「文化観光拠点施設」

文化観光拠点施設を中核とした
地域における文化観光の推進に関する法律

文化観光拠点施設：以下を満たし、地域における文化観光の推進の拠点となるもの

- ① 文化資源の保存及び活用を行う施設（文化資源保存活用施設※¹）のうち、
- ② 観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう解説・紹介をするとともに、
- ③ 文化観光の推進に関する事業を行う者（文化観光推進事業者※²）と連携するもの

※1 博物館、美術館、社寺、城郭等

※2 観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、旅行会社等

文化観光拠点施設

文化資源保存活用施設

- 文化資源の保存及び活用を行う施設

※博物館、美術館、社寺、城郭等

- 観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう解説・紹介を行う

連携



文化観光推進事業者

- 文化観光の推進に関する事業を行う者

※観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、旅行会社等

文化観光拠点施設の定義

○「文化観光拠点施設」とは、文化資源の保存及び活用を行う施設のうち、①国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう当該文化資源の解説及び紹介をするとともに、②地域の文化観光の推進に関する事業を行う者と連携することにより、当該地域における文化観光の推進の拠点となるものをいう。

①国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう当該文化資源の解説及び紹介をする

○文化資源の由来、他の文化資源との関連性、歴史上・芸術上・学術上・観賞上の価値などの魅力を適切に伝える。

文化資源の展示、上演、行事の開催を行うだけではなく、文化資源の文化的・歴史的背景や価値をストーリー性を持って適切にわかりやすく表現

○情報通信技術の活用を適切に考慮する。

オーディオガイドや2次元コード等を活用したスマートフォン・タブレット端末での解説・紹介の提示、VR等を活用した体験プログラムなど情報通信技術を適切に活用

○外国人観光旅客の来訪の状況に応じて、適切に多言語化を行う。

どのような国・地域からの来訪者が多いか等を把握した上で、英語だけではなく、多言語化を行う

②地域の文化観光の推進に関する事業を行う者と連携する

○観光地域づくり法人(DMO)、観光協会、旅行業者等の民間事業者、自治体の観光部局など、地域において文化観光の推進を戦略的に行うための企画・立案ができる者とともに以下のことを行う。

- ・多様な関係者との連携体制の構築
- ・各種データの収集・分析、これに基づく事業の方針の策定
- ・PDCAサイクルの確立

※施設の設置者が自治体の場合には、事業実施体制に観光部局が含まれていることをもって足りる。

○地域の交通事業者、商店街、宿泊施設等の文化観光推進事業者とともに事業の企画及び実施を行う。

「観光旅客が文化についての理解を深めることに資する解説・紹介を行う」

**アナタの伝える内容は、
来館者の「理解」を深めているか
「価値」を感じさせるものか**

文化についての理解を深める 「価値」を伝える

火熨斗（ひのし）→古代のアイロン
出土地：奈良県橿原市 新沢千塚126号墳出土
古墳時代・5世紀
青銅製
重要文化財



[文化遺産オンライン \(nii.ac.jp\)](http://nii.ac.jp)

古墳時代の火熨斗の出土例は
2点のみ。

他の副葬品も、中国や西アジ
ア由来の珍しい遺物。

冠や指輪、ガラス玉など豪華
な海外製の装飾品を身に着け
た被葬者は、大陸とのネット
ワークを持った権力者。

1600年前の人も服のしわを
気にしていたんですか！

折り目正しい服を美しいと思
う美意識が、そんな昔から
あったんですね。

（被葬者は）外国のアクセサ
リーを身に着け、アイロンを
かけた服を着たおしゃれな人。

文化についての理解を深める 「価値」を伝える

そこで、ケカチ遺跡（山梨県甲州市）の説明パネル。



遺跡名や場所、時代の下にドーンと構える「一片の土器に刻んだラブソング」の文字。

その言葉につられて、展示物を見ると、

[読んでくれ！思わず一句 キャプションかなー説明文の苦悩と悲哀：ゆるジオ \(blog.jp\)](https://yurujio.blog.jp/)

文化についての理解を深める 「価値」を伝える



和歌、昔話「る」と読んだ和歌の歌とその解釈です。継糸は釜の土皮から取った粗末な糸のことですが、恋歌にも用いられる歌謡でもあります。歌の内容は恋歌仕立ての惜別の気持ちを持んだものとなっています。

[和歌刻書土器の展示について | 甲州市 \(city.koshu.yamana-shi.jp\)](http://city.koshu.yamana-shi.jp)

気付かんもんね

土器にうっすらと文字が書かれています。パネルの一句がなければスルーしてしまったと思います。

[読んでくれ！思わず一句 キャプションかなー説明文の苦悩と悲哀：ゆるジオ \(blog.jp\)](http://blog.jp)

文化についての理解を深める 「価値」を伝える

Tyrannosaurus rex ティラノサウルス

脳からわかる鼻のよさ
嗅覚をつかさどる脳の部位が
とても大きい

巨大な歯と顎

縁がぎざぎざになったステーキ
ナイフのような歯と強力な顎で、
骨も噛み砕くことができた

バスくらいの大きさで、体重はゾウの2倍ほどある大型の肉食恐竜。
非常に小さな前肢には2本の指がある。ティラノサウルスに近い仲
間では羽毛が生えていたことがわかっている。

“史上最大級”の
肉食恐竜

復元画/小田 隆

分類	竜盤類 獣脚類 ティラノサウルス類
時代	白亜紀 後期
産地	アメリカ
全長	12 m

ポケット学芸員 (展示解説アプリ)
ダウンロードはこちら



ふりがなをつけたら「わかる」のか？

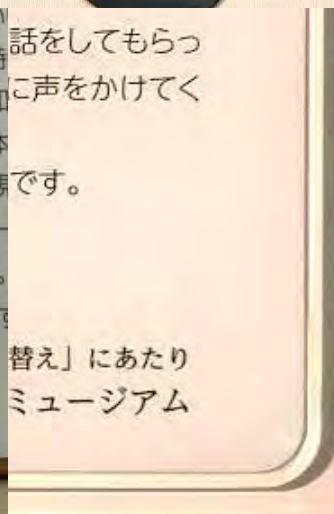
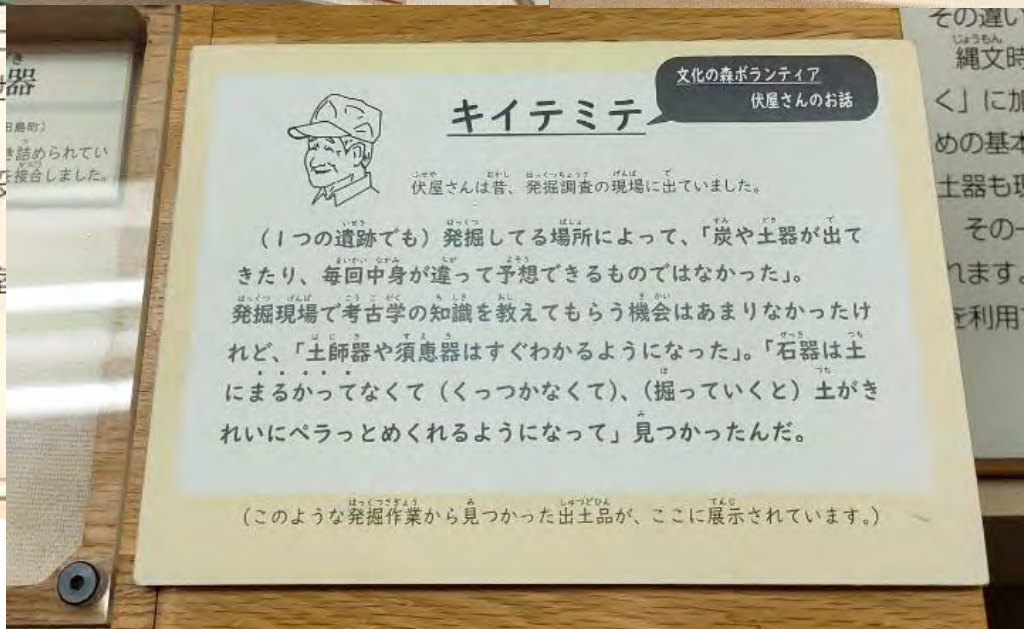
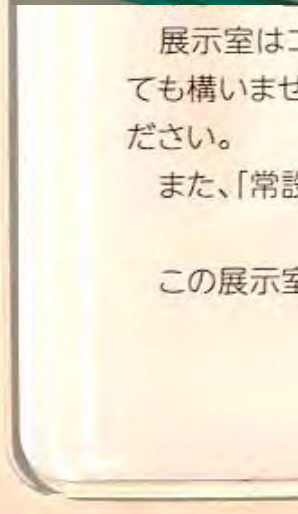
「大地の隆起（りゅうき）と河川の下刻作用（かこくさよう）に伴（ともな）い段丘形成（だんきゅうけいせい）が始まったと考えられています」



「川の水が地面をけずることで、階段のような地形ができました。」



文化についての理解を深める 「価値」を伝える



文化観光推進における展示対応

【想定しておくべき来館者層】

基本的知識がなく関心が薄い
博物館は数ある目的地のひとつ
滞在時間が短い
再来館はしない

→「外の人」だけではない。
地域内で来館したことがない人も近い。

文化観光推進における展示対応

【必要な展示の方向性】

価値と魅力の共感、共有
地域に広げる(館内に閉じない体験)
コンセプトとビジョンの掘り下げ
辞書的な情報羅列ではなくストーリー

→博物館の役割を地域に広げて考える。

「文化観光推進事業者と連携する」

お互いの強みを活かし、足らずを補い、
新しい「価値」を共創できているか

新しい「価値」を共創する



Do_goods

宮野ミケ

kuu



古墳フェス はにコット (hanicotto.com)



僕らが旅に出る理由
巻頭エッセイ

星糞のディスタンス

激しい風が今、森の中を舞う。ここは長野県の霧ヶ峰高原東北端、星糞峠。
今回の特集は「黒曜石」の話です。

こやまけんの縄文マンガ

立話、最近の縄文人

最近どう？からはじまる縄文人どうしの立話。ただの駄話です。怒らずに聞いてください。

縄文ZINE (jomonzine.com)

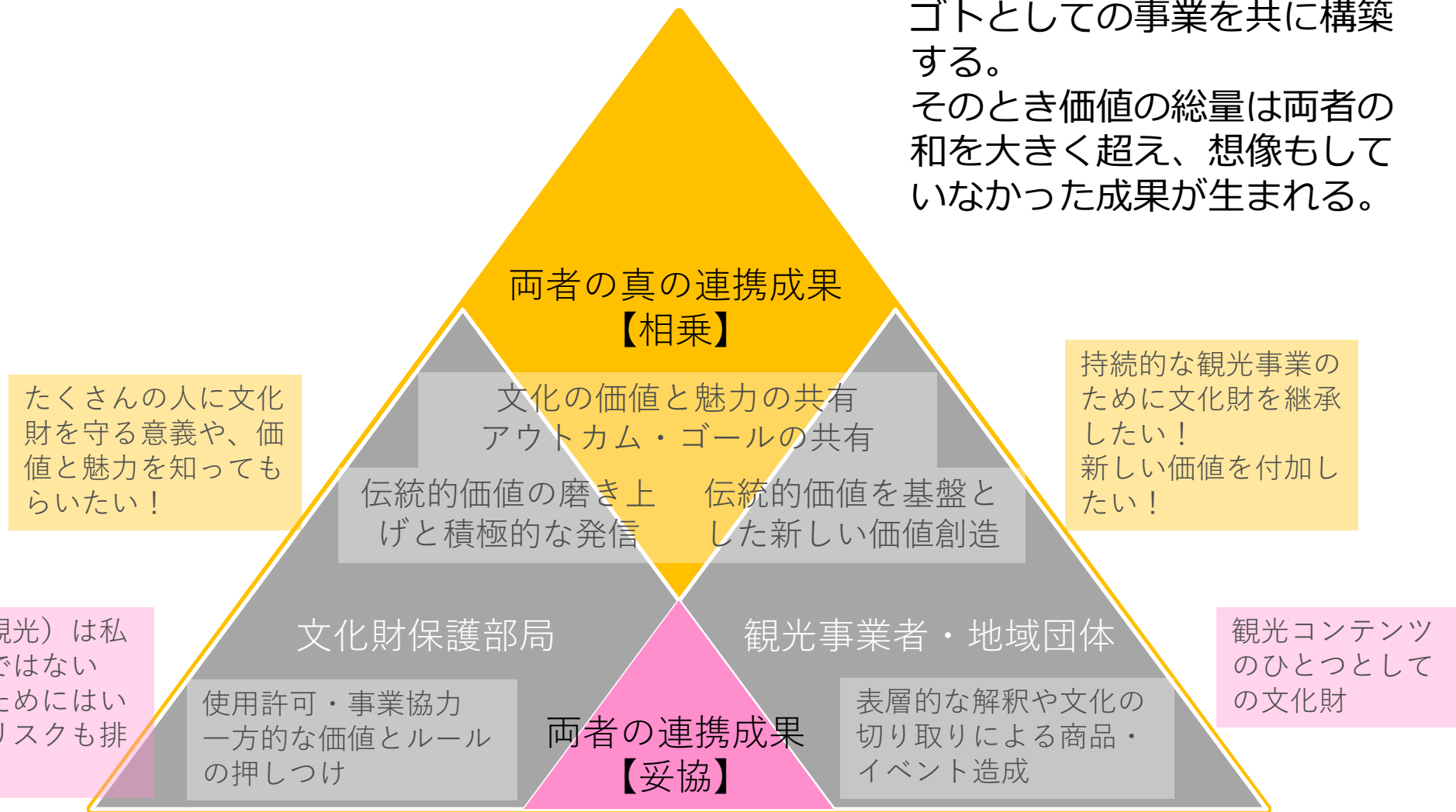


古墳にコーファン協会 (kofun.jp)

真の連携とは：相乗（シナジー）

相互理解と信頼、尊重のもとに、参画と協働の中でジブンゴトとしての事業を共に構築する。

そのとき価値の総量は両者の和を大きく超え、想像もしていなかった成果が生まれる。

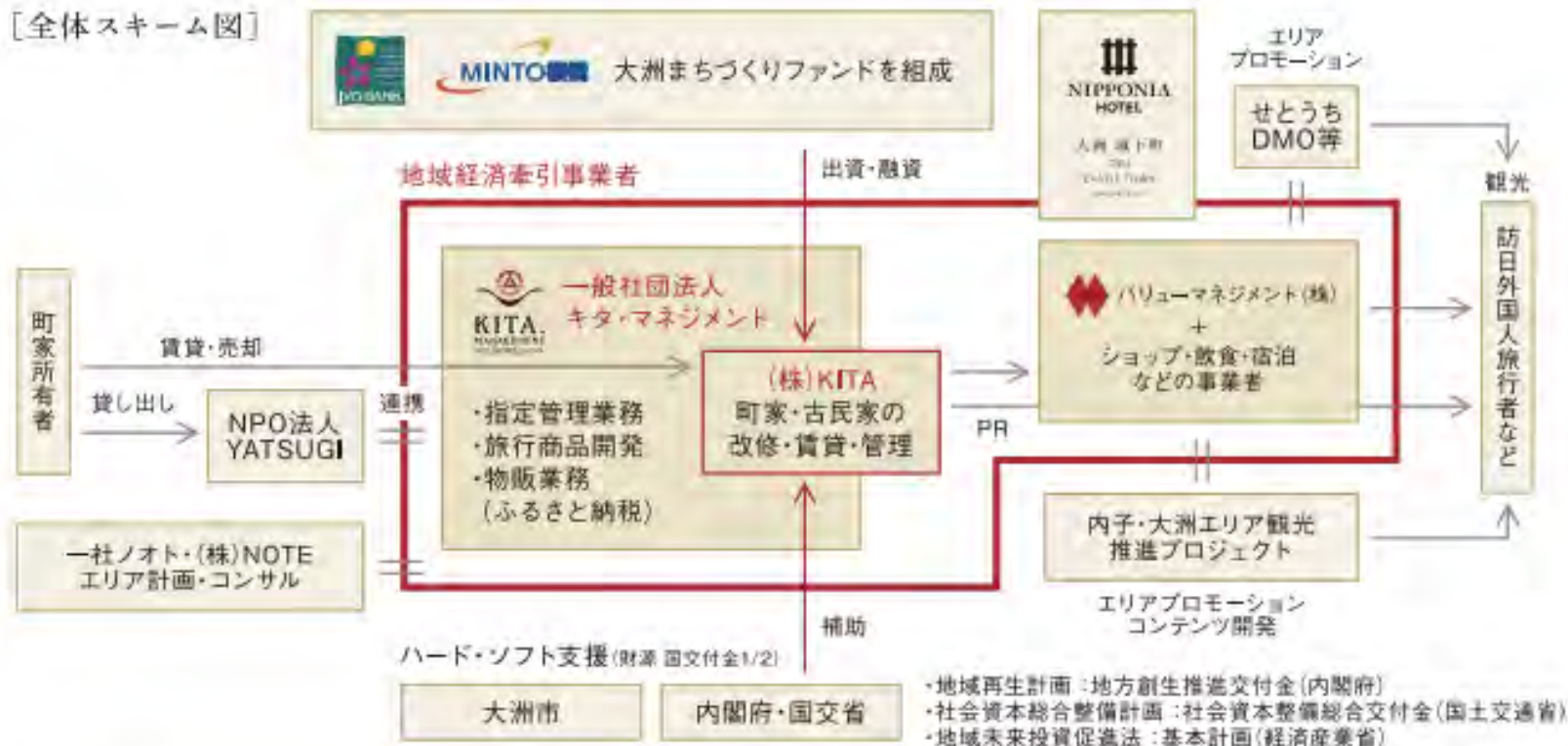


歴史的資源を活用した大洲の観光まちづくり

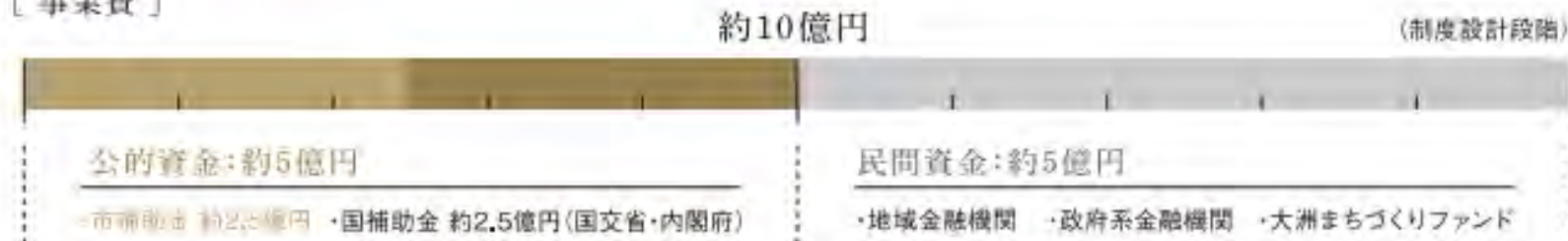


歴史的資源を活用した大洲の観光まちづくり

[全体スキーム図]



[事業費]



自治体

無住古民家の管理
伝統的な景観・街並みの
喪失
荒廃した街並み

魅力的な街づくり
観光客増加
街の活性化
雇用創出
移住促進
事業税増
持続的なコミュニティ形成
シビックプライド醸成

所有者

不便で維持費がかかる
管理が大変
相続への不安

管理不要
維持費 0 (+ 借用料)

廃屋ではなく資産となっ
た民家が返ってくる
収益物件を相続できる

事業者

15年間借上げ（借料は
固定資産税+ α 程度）
修復・整備してホテル
事業へ

ホテルとして収益を上
げる
→古民家と親和性の高い文
化観光資源の修復・整備
→コンテンツやツアー造成
でホテル利用率を上げる
【エリアマネジメント】

所有者が望めば契約延
長



借用契約
(15年)



古民家がホテルとして**活用**されることで、**資産**として新たに**価値付け**される

→資産になるなら壊さずに残しておこう →魅力ある街並みと**伝統的景観の保存**
→特色ある地域づくりと文化観光の推進 →**地域の活性化**に伴う**愛着と市民参画の進展**

歴史的資源を活用した大洲の観光まちづくり



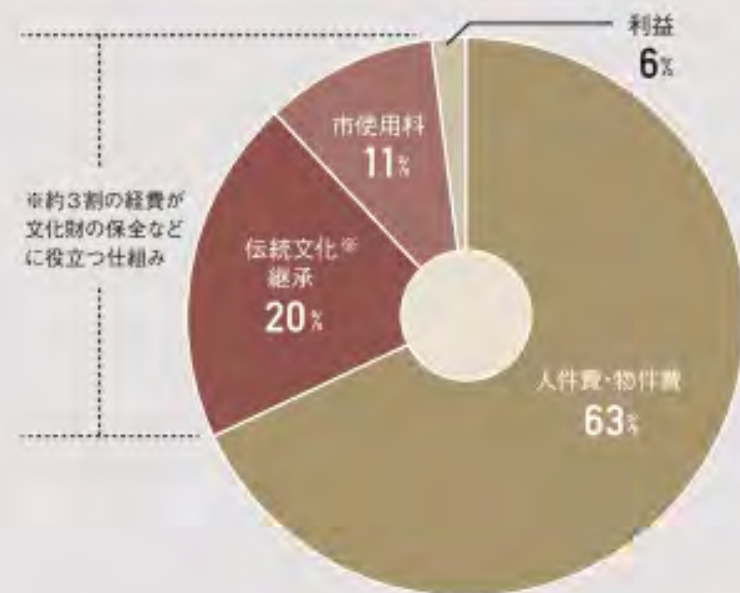
まちの価値を見出す

ー日本初の城泊事業「大洲城キャッスルステイ」ー

OZU CASTLE STAY OZU STORY



〔大洲城キャッスルステイ 経費の分配割合％〕



大洗町の文化観光まちづくり

大洗駅
ŌARAI STATION

地域住民と新しい観光資源、
「ガルパンさん」との
ゆるくて深い関係づくり

関係人口の創出と取り込み









大洲

文化資源（城下町の町並み）の新しい活用と磨き上げ

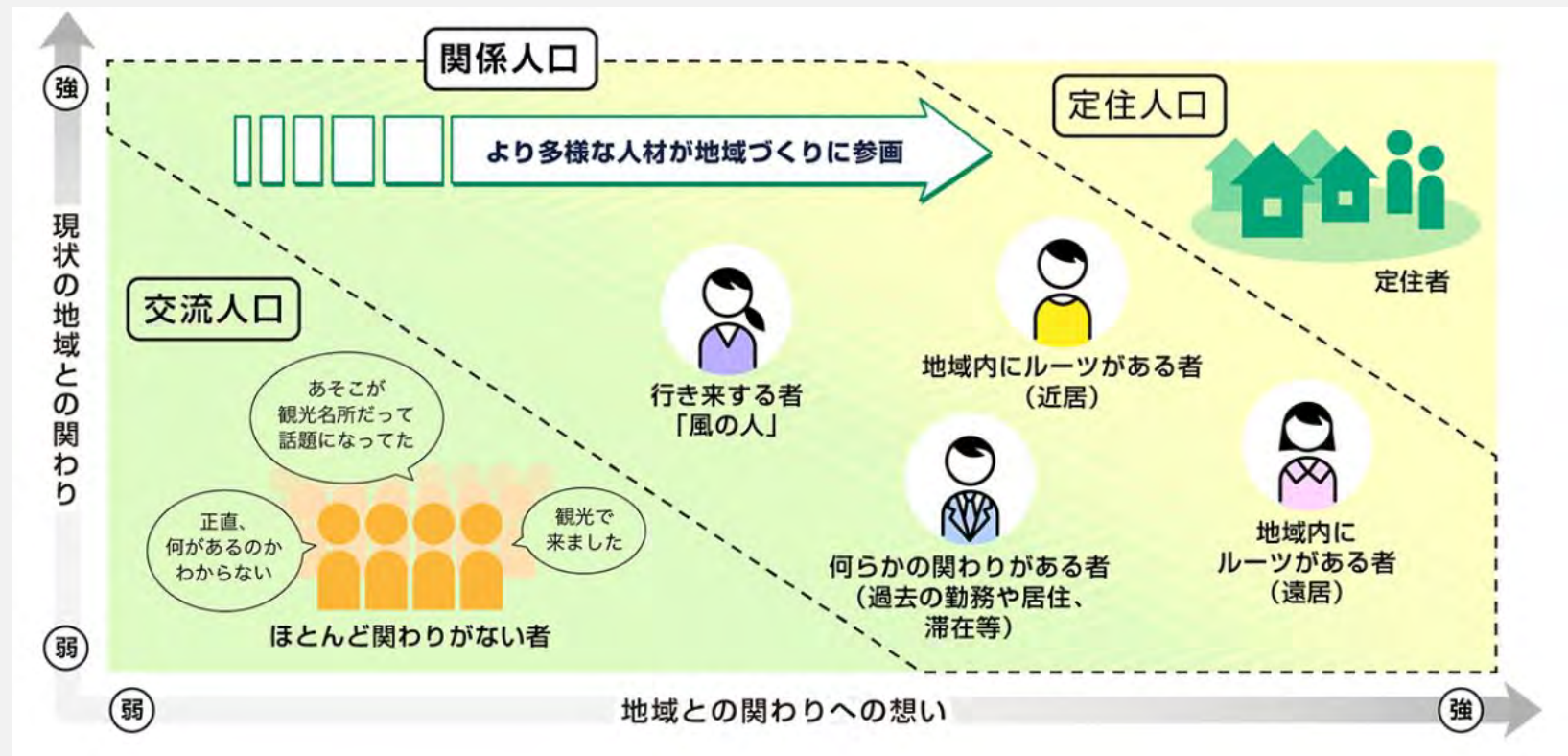
大洗

文化資源（生活文化）にコンテンツ（ガルパン）付加

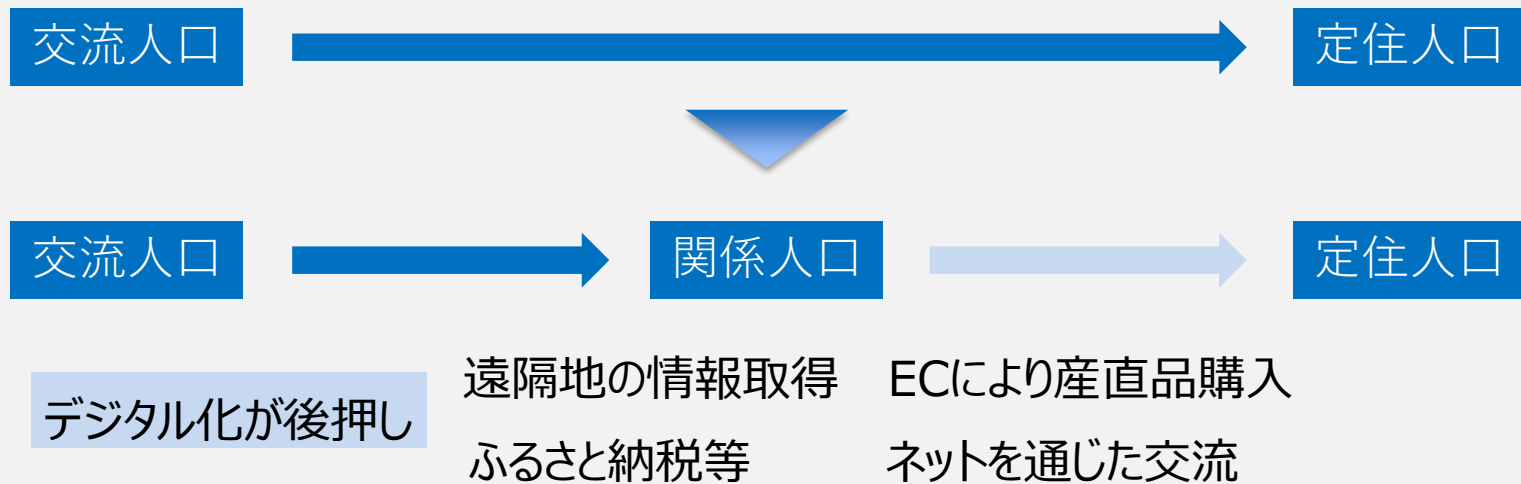


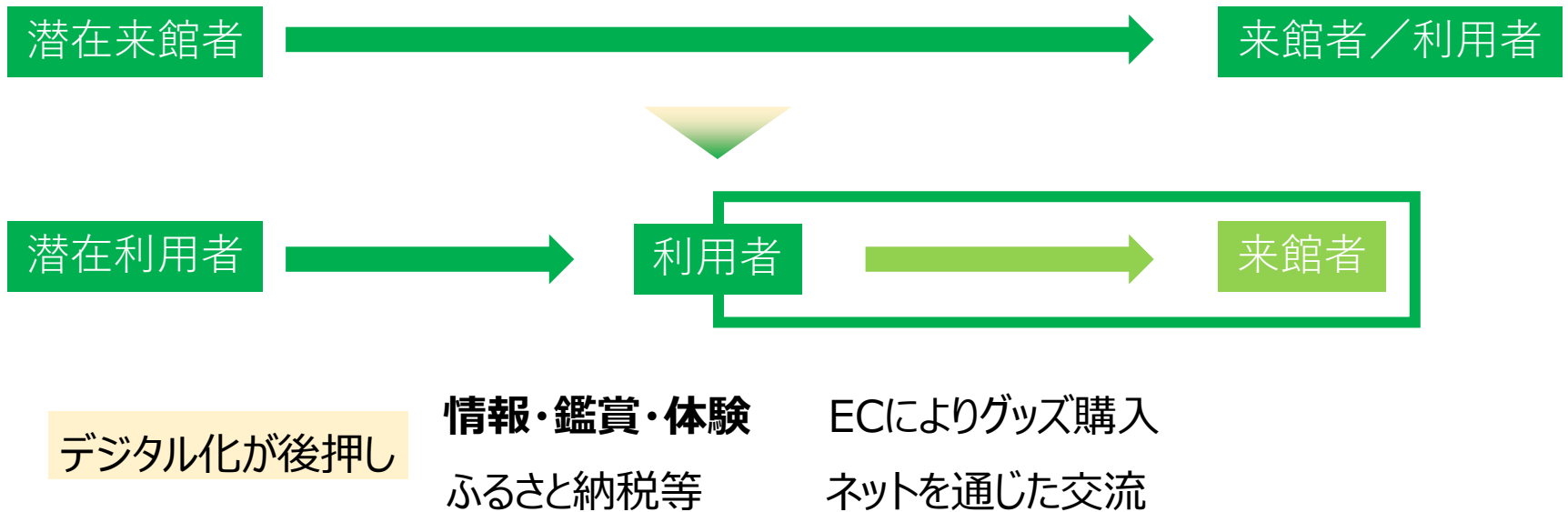
新しい価値と新しい顧客

地域住民の積極的な関わり（連携・協働） + 関係人口



関係人口とは | 『関係人口』ポータルサイト
soumu.go.jp





ネット社会（グローバル社会）における新しい利用者像

博物館が文化資源の実物に触れる体験や教育の場であることは論を俟たない。しかし、そのみを前提とした活動を行うことは、様々な理由によって来館できない人の排除につながらないか。

また、文化資源を広く国民（人類）の財産として扱っているか。

文化財保護法第4条第2項

文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

ロジックモデルで考える文化観光

文化観光推進で目指すこと

インパクト

持続的な文化の保存と継承

新たな文化の創造・発展

地域の活性化

→「遺産の特性を保護し強化する」
ICOMOS1999「国際文化観光憲章」

国費予算措置によるキックオフ

→5年間の取り組みの中で自立化・持続化

観光事業者との協働 文化資源の活用

保存・修復などの適切な
実行・推進は大前提

観光事業の成功：誘客数・満足度・収益

※文化施設の単体収益のみで考えない。地域の活性化が目的

←自治体やDMO・DMCによるエリアマネジメント

文化・観光・経済の好循環の形成 連携体制の構築

■ 文化観光とは？

日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的欲求を満たすことを目的とし、個人的文化的交流の重視、文化の持続可能性への配慮といった文化的側面への共生の視点がみられる持続可能な観光である。

富本真理子「ニューツーリズムとしての文化観光～対立から共生の視点を通じて～」『岐阜女子大学紀要』
(45)59-67 2016)



ご清聴ありがとうございました

ご意見、コメント等は
nakao-tomo@mext.go.jp

より詳しく知りたい方は
中尾智行2021「文化財と文化観光」『遺跡学研究』第18号